

石川県立鶴来高等学校の運動部活動に係る方針

1. 目 標

- (1) スポーツ庁が策定した「国のガイドライン」および石川県における「運動部活動の在り方に関する方針」を遵守し、運動部活動を通じて心身の健康を保持増進し、豊かな人間性やたくましさを備えた生徒の育成を目指すものとする。
- (2) 科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切にとりつつ合理的でかつ効率的・効果的な指導を行う。
- (3) 指導に当たっては生徒の健康状態や気象状況の把握、施設設備等の安全確認を行い、事故防止・安全確保に努める。

2. 本年度の運動部活動

- (1) 休養日及び活動時間について（原則及び通常練習の設定）

①休 養 日 平日：1日以上

休日：1日以上

②活動時間 平日：長くとも2時間程度

休日：長くとも3時間程度

③そ の 他

- ・大会参加や大会前等で、やむを得ず休養日を土曜日、日曜日ともに設定できない場合は、事前に活動計画等により学校長の承認を得て、翌週の平日に代替の休養日を設ける。ただし、土曜日、日曜日、祝日又は振替休日において年間52日以上休養日を設定する。なお、高体連、高野連が主催又は共催する大会に出場した際に土曜日、日曜日の両日に活動した場合については、年間で設定すべき52日以上の日数から減ずることを認める。

- ・夏休みなど長期休業中は、まとまった長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

- (2) 大会参加、県外遠征等

- ・主催者が学校体育連盟以外の大会に参加する場合や県外遠征等を計画する場合は、大会・行事参加届を提出し、学校長の承認を得ること。

3. その他

- (1) 各部顧問は、生徒の運動部活動以外の多様な活動にも目を向け、生徒がバランスのとれた学校生活を送ることができるよう配慮し、年度当初に年間の活動計画を作成し、指導する。
- (2) 部費を別途徴収している部活動においては、部費を厳正に管理し、管理職の指導を受けた上で適正な会計報告を保護者に対して行う。